

「建築士サポートセンター」を開設しています！

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします！

千葉県建築士会

建築基準法・建築物省エネ法の改正法が令和7年4月から全面施行となりました。
建築士サポートセンターは、改正法に関する手続きの円滑な運営を図るため、国土交通省が全国で実施している事業です。

千葉県建築士会が、受託事業として実施しています。

建築士サポートセンターの概要

- 計画地が、千葉県内である場合についてサポートします。

- サポートの内容

【申請図書関係】

- ・新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

【構造関係】

- ・壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの参照や使用方法

【省エネ関係】

- ・省エネ適判の手続方法、仕様基準によるチェックや記載方法
- ・省エネ計算の種類と特徴
- ・外皮計算シート・Web プロの参照先・入力方法
- ・省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

- サポート期間：令和7年1月6日(月)～令和8年1月31日(土)まで
- サポート会場：(一社)千葉県建築士会（千葉市中央区中央4-8-5建築会館4F）
- サポート費用：無料
- サポート申込方法：事前に「建築士サポート申込書」に必要事項を記載の上
メール 又は FAX で事務局までお送りください。

事務局：一般社団法人千葉県建築士会
〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館4F
TEL:043-202-2100 FAX:043-202-2101
E-mail:LEB02573@nifty.ne.jp

建築士サポートセンターのサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込み

「[建築士サポート申込書](#)」に必要事項を記載の上、以下の申請手続き等について、相談内容に応じて、申請書類・図書等一式を事務局までメールでお送りください。

- 確認申請図書の作成(壁量計算、省エネ仕様基準適合)
- 構造計算適合性判定(構造適判)の手続き
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)の手続き
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成

※提出方法:メール(データはPDFでお願いします) LEB02573@nifty.ne.jp

提出された資料は、守秘義務厳守の上、原則としてお返ししません。



計画地が千葉県外または決定していない場合は、相談をお受けできません。

ステップ2 相談日時の決定

・相談者へ相談日時についてご連絡します。

※事務局からメールでご連絡します。

※ご連絡までお時間をいただく場合がありますので、余裕を持ってお申込みください。



ステップ3 アドバイスの実施

・提出された申請書類・図面一式についてサポート員がアドバイス(助言・指摘等)を行います。

・アドバイスは対面で行います。

※記載内容の適否や算定方法の適否など、確認審査業務は行いません。

※具体的な計画への設計・コンサル業務は行いません。

～改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けて～

改正建築物省エネオンライン講座サイトへのご案内

オンライン講座が公開されています。この機会に是非受講してください。

詳しくは国土交通省ホームページのオンライン講座サイトをご覧ください。

<https://www.shoenehou-online.mlit.go.jp>